

令和7年度 ヤマメ放流計画書

大北川漁業協同組合

令和7年度のヤマメ成魚放流を次のとおり実施します。

回数	下君田地区（大北川上流）		花園地区（花園川上流）		備 考
第1回	4月 1日（火）	特別公開放流	4月 1日（火）	特別公開放流	分散放流
第2回	5月 3日（土）	特別公開放流	5月 3日（土）	特別公開放流	〃
第3回	5月 31日（土）	特別公開放流	5月 31日（土）	特別公開放流	〃
第4回	7月 5日（土）	特別公開放流	7月 5日（土）	特別公開放流	〃
第5回	8月 2日（土）	特別公開放流	8月 2日（土）	特別公開放流	〃
第6回	9月 6日（土）	特別公開放流	9月 6日（土）	特別公開放流	〃

※大北川下君田地区午前7時頃放流開始し、花園川花園地区は午前8時10分頃になる見込みです。

※放流総重量は750kgを予定していますが、各回の放流量は調整のうえ決定します。

※天候その他の事情によって日程変更となる場合があります。ヤマメの遊漁期間は4月1日から9月30日ですので遵守願います。

＜注意事項＞

- 一般遊漁者はアユ・ヤマメ・イワナ共通券で雑魚（フナ、ワカサギ、ウナギ等）を釣ることはできません。別途、雑魚券（年券6,000円、日釣券600円）をお買い求めください。
- 令和7年度から花園川でも一部区間においてルアーフishingができるようになりました。できる区間は現地の看板等で確認していただいて、お間違えがないよう釣行してください。なお、大北川は小山ダムより上流域でルアーフishingができるることはこれまでどおりです。
- 遊漁承認証（遊漁券）は他人に貸与することは厳禁です。（遊漁規則第9条第3項）
- 遊漁者が遊漁するときは遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の求めがあるときは提示してください。（遊漁規則第10条第1項）
- 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従ってください。（遊漁規則第10条第2項）
- 他の遊漁者との間に相応な距離（間隔）を保つとともに、大声、喚声、投石、水中攪拌など他の遊漁者の迷惑となる行為は禁じられていますのでご注意願います。
- 夜釣りは危険ですので禁止といたします。
- 体長15cm以下のヤマメ・イワナが釣れたときはリリースしてください。
- ゴミは必ず持ち帰り、河川の環境保全に努めてください。
(ゴミを勝手に捨てると不法投棄になりますのでご注意願います。)

【当組合では、茨城県より不法投棄監視を委託され、監視員が隨時巡回監視しています。】

※釣りに関する各種情報については、当漁協ホームページまたは音声ガイドをご活用願います。

ホームページ <http://www13.plala.or.jp/ookitagawagkyo/>

音声ガイド電話 0293-42-6858

- 組合員は遊漁の際は青色の組合員帽子を着用してください。なお、組合員帽子を他人に貸与すると罰せられます。
- 組合員の方は、釣シーズン終了後、遊漁日数調べ（アンケート）にご協力願います。

※放流は増殖目的に行う観点から、遊漁者の皆様の目前でのみ行うとは限りません。
箇所を分散して放流しますのでご了解願います。